

議 第 2 4 号 議 案

埼玉県の福祉水準を保つことを求める意見書の提出について

埼玉県の福祉水準を保つことを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年12月12日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者 富士見市議会議員 須 崎 悅 子

賛成者

提 案 理 由

埼玉県の福祉水準を保つことを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

埼玉県の福祉水準を保つことを求める意見書

埼玉県は、埼玉県が保有するリフト付き大型バス「おおぞら号」について、2025年度末で運行を終了すると発表し、障がい者とその家族向けの宿泊休養施設「埼玉県伊豆潮風館」（静岡県伊東市）の廃止についても検討を進めている。

また、おおぞら号は、武蔵野銀行から寄贈された車椅子を昇降するリフト付きの大型バスで、障がい者の訓練や研修などに利用することを目的として、1973年から52年間にわたって運行してきた。利用を希望する団体は多く、毎回抽選で決めており、大変有効に活用されているバスである。

埼玉県伊豆潮風館は、1988年に障がい者の健康の増進と社会参加の促進を図るために開設した、埼玉県の障がい者更生センターであり、どのような障がいのある人でも安心して宿泊できる施設として、利用者から高い評価を受けており、全国に誇れる施設である。

このような、埼玉県の福祉の水準の高さを表す県所有のバスや宿泊休養施設を廃止することは、埼玉県の福祉の後退であり、大きな損失である。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、おおぞら号の運行継続と埼玉県伊豆潮風館の存続により、埼玉県の福祉水準を保つことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事

様